

## 野登ルンビニ園 運営規程

制定日： 平成18年4月 1日

改正日： 令和5年 9月 1日

### (施設の名称等)

第1条 社会福祉法人 微笑福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 野登ルンビニ園
2. 所在地 亀山市両尾町2193番地

### (施設の目的)

第2条 野登ルンビニ園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用児」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第3条 当園は、園の理念に基づいた良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。
- 2 当園は、利用児の意思及び人格を尊重して、常に利用児の立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
  - 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
  - 4 当園は、利用児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

### (提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（それとは別に園長を置くこともある） 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任保育士 1人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用児の保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- (3) 保育士 配置基準により要請される職員数以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

- (4) 保育補助者 数名

保育補助者は、担任の指示により保育士の職務を助ける。

- (5) 事務職員 1人（常勤）

事務職員は、当園の事務、集金業務、発注作業などを行う。

(6) 栄養士 1人(常勤又は非常勤)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、無添加や減糖への理解などを含む当園全般の食育を行う。

(7) 調理員 2人以上(常勤1人、非常勤1人以上)

調理員は、栄養士の立てた献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(8) 用務員 数人

用務員は、担任の指示によりクラスやトイレ等の清掃や政策の準備、清掃作業などの雑務を行う。

(9) 施設長は必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。(但し、土曜に両親の勤務がない家庭からの申し出については、丁寧に事情を聴き取り、園長が必要と認めた場合にのみ受け入れる。)

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 年始休日(1月2日及び1月3日)

(3) 年末休日(12月29日から12月31日)

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

1. 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時30分から

午後18時30分の範囲内で、利用児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前8時15分から午後16時15分の範囲内で、利用児の保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時15分から午後18時45分。

(2) 土曜日 午前8時00分から午後12時30分。

3 当園は、利用児がやむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することがある。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(以下、「条例」という。)第13条の規定によりその例によることとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(以下、「府令」という。)第13条第1項の規定により、利用児の保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村に支払うもの

とする。

(利用定員)

第9条 利用可能定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号・3号	6人	12人	18人	15人	20人	20人	70人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

- 2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を提示し、利用児の保護者とその内容を確認する。
- 3 当園の利用児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
  - (1) 子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
  - (2) 利用児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
  - (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
  - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

- 2 地震、台風などの天災、伝染病の発生など緊急の事態が生じた場合、休園・臨時降園、自宅待機などの措置をとることがある。
- 3 午前7時の段階で暴風雨警報・大雪警報が発令された場合は、当園は臨時休園とする。
- 4 伝染性の疾病で、園内感染が危惧される場合、該当園児の出席停止を要請し、場合によっては臨時休園にすることが出来る。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。これは退職後も継続するものである。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情の内容等を正確に記録し、保護者との話し合いの機会を持ち、個人名が特定されないよう留意した上で文書化し、HPの保護者ページにて公開する。

2 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、その内容を報告し、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 亀山市条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第19条の規定に基づく市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての規定)

第17条 本園の運営に必要な文書の処理、職員の服務規律、給与及び経理等に関する規程は、本法人諸規程による。

(子育て支援センター事業)

第18条 地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域のニーズに沿った以下の地域支援活動を実施する。

1. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
2. 子育て等に関する相談、援助の提供
3. 地域の子育て関連情報の提供
4. 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
5. その他必要な地域支援活動の実施

第19条 家庭において保育を受けるひとが一時的に困難となった乳幼児に特定教育保育を提供するために一般型の一時預かり事業を実施する。

(改正)

第20条 この規程を変更、改訂、廃止するときは、理事長の承認を受けるか、大幅なものであれば、本法人の理事会の議決を経るものとする。

尚、それぞれの詳細については、重要事項の説明も兼ねているHPに記載している。

別表1 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
保険加入に係る保護者負担	園が加入する損害補償保険(スポーツ保険)の保護者負担分	年額300円
教材費(新学期用品等)	制作活動に使用する用具の購入費用	実費徴収
園服代	入所時に1才児以上全員が購入	三才以上児3300円 1才2才児1800円
体操服代	三才児以上が入園時に購入	上 1640円 下 1500円
安全帽	購入の場合	2500円
おむつ処理代	使用済みのおむつの処理費	1ヶ月200円
バス代	お出かけ保育時のバス代保護者負担分	年額2800円
抹茶・菓子代	年長の茶道教室に係る保護者負担分	年額3,600円
アルバム代(年長)	卒園アルバム作成に係る費用	年額12,000円
給食提供に係る費用	三才以上児の食材料費を徴収	月額4500円 1食225円(日割)
麺パン代	三才以上児の金曜日の主食代	実費徴収

別表2 (延長保育料)

区分	項目	金額
保育短時間認定児	午前7時30分から午前8時15分まで	1日当たり子ども1人につき200円
	午後4時15分から午後6時30分まで	1日当たり子ども1人につき200円
保育標準時間認定児	午前7時15分～15分間	200円
	午後18時30分～19時	200円

備考 同一世帯に小学校就学前の子どもが複数人いる場合、第1子についてはこの表に掲げる額の全額、第2子はこの表に掲げる額の半額とし、第3子以降は無料とする。なお、この場合の子どもの数は利用者負担額の算定に準ずる。